平成２６年（フ）第５６号
滋賀県長浜市木之本町木之本1551番地15　藤田マンション２Ｂ号室
債務者　谷川　　修
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第４９７号
兵庫県尼崎市小中島１丁目23番８号アルティ坂本102号、前住所兵庫県尼崎市富松町１丁目46番１―205号
債務者　木川田　新
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０２号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目18番４―401号
債務者　鈴木　慎一
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３２号
兵庫県西宮市松下町８番17―308号
債務者　加藤　彰敏
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―1302号
債務者　峯村　昇太
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４２号
兵庫県芦屋市南宮町15番16号204
債務者　菅村　令子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５２号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目７番19号　蘭蘭ハイツ415号、前住所兵庫県西宮市中須佐町９番８―301号
債務者　佃　　昇充
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６７号
兵庫県姫路市夢前町護持1366番地82
債務者　坂本　美恵
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９１号
兵庫県加古川市平岡町一色390番地　きくやマンションⅡ―102号
債務者　清水　健次
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９号
兵庫県小野市河合中町835番地の１
債務者　池澤　正行
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第５０号
兵庫県小野市河合中町835番地の１
債務者　池澤みどり
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第５１号
兵庫県小野市中町482番地の13　101号
債務者　児嶋　正長
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２９号
鳥取県東伯郡北栄町瀬戸772番地
債務者　宮川有美子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第３２号
鳥取県倉吉市東鴨新町798番地の７
債務者　橋本　健作
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第７６４号
広島県廿日市市永原1165番地
債務者　小島　克也
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９０号
広島市安芸区船越５丁目28番12号
債務者　上田　雅美
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１６号
広島市東区戸坂新町１丁目１番７―104号
債務者　中川　　浩
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６号
広島県三原市沼田１丁目13番14号
債務者　近藤美喜子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所尾道支部